

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

本道の再犯者率は45.5%（R元）と高く、再犯防止等の取組を総合的かつ計画的に推進するため、R3年3月「北海道再犯防止推進計画」を策定、取組を進めてきたところ、**国の「第二次再犯防止推進計画」の策定（R5年3月）を受け、第二次計画に改定。**

### 2 計画策定の目的

犯罪をした人等が、再び社会の構成員として地域に定着できるよう支援する取組を推進することで、再犯を防止し、道民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す。

### 3 計画の性格

- ・再犯防止推進法第8条に基づく計画
- ・北海道総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定・推進する特定分野別計画
- ・北海道SDGs推進ビジョンの趣旨を踏まえた取組

### 4 計画の対象者

犯罪をした人等（再犯防止推進法第2条でいう「犯罪をした者等」）

### 5 計画の期間

令和6年度から概ね5年間



## 第2章 再犯を取り巻く状況

### 1 本道の再犯者等の状況

刑法犯認知件数：ピーク時の**5分の1程度**、再犯者率：**44.0%**（R3）

### 2 国の再犯防止の取組

再犯防止に向けた総合対策（H24）、再犯防止推進法（H28）、再犯防止推進計画（H29）、再犯防止推進計画加速化プラン（R1）、**第二次再犯防止推進計画（R5）**

## 第4章 具体的な取組

### 1 就労・住居の確保等

- 就労の確保等
  - ・就労に向けた相談・支援の充実
  - ・**就労した者の離職の防止及び再就職支援（追加）**
  - ・**一般就労と福祉的就労支援の狭間にある者の就労の確保（追加）**
  - ・犯罪をした人等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上
  - ・関係機関・団体との連携強化
- 住居の確保等
  - ・公営住宅の入居における配慮
  - ・新たな住宅セーフティネット制度の活用促進
  - ・支援が必要な人の帰住先の確保
  - ・生活困窮者の住居確保

### 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

- 高齢者や障がい者等への支援等
  - ・保健医療・福祉サービスの提供
  - ・関係機関・団体との連携強化
  - ・**被疑者等への支援を含む効果的な入口支援の実施（追加）**
  - ・**地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化等（追加）**
  - ・**保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための体制の整備（追加）**
- 薬物依存を有する人への支援等
  - ・薬物依存に関する治療・支援に繋げる取組
  - ・関係機関・団体との連携強化
  - ・薬物事犯者の家族に対する支援

- ・民間団体等への支援
  - ・薬物乱用防止に関する広報・啓発
- 学校等と連携した修学支援の実施等
    - （1）学校等と連携した修学支援の実施等
    - ・児童生徒の非行の未然防止等
    - ・学校等と連携した立ち直り支援
  - 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等
    - （1）特性に応じた効果的な支援の実施等
      - ・性犯罪者に対する指導等
      - ・暴力団関係者等に対する指導等
      - ・少年・若年に対する支援等
      - ・発達上の課題を有する犯罪をした人等に対する支援等
      - ・飲酒運転をした人等に対する指導等
      - ・**ストーカー・DV加害者に対する指導等（追加）**
      - ・**女性の抱える困難に応じた指導等（追加）**

- 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
  - （1）民間協力者の活動の促進等
    - ・民間ボランティアの確保
    - ・民間ボランティア等の活動に対する支援の充実
  - （2）広報・啓発活動の推進等
    - ・再犯防止に関する広報・啓発活動の推進
    - ・民間協力者に対する表彰

## 第3章 施策の展開方向

### 1 基本方針等

- ・犯罪をした人等が立ち直り、社会の一員として**孤立することなく**、地域に定着できるよう、国及び市町村、民間団体等と連携して取組む
- ・国との適切な役割分担を踏まえ、犯罪をした人等に対する切れ目のない指導及び支援に努める
- ・犯罪をした人等が犯罪被害者の心情を理解することの重要性を踏まえた犯罪防止に取り組む
- ・再犯防止の取組をわかりやすく広報することなどにより、道民の関心と理解を醸成する

### 2 計画指標（計画目標の基準値）

刑法犯検挙者中の再犯者数、再犯者率（再犯率低下の改善を図る）	3,323人、44.0%（R3）
協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主、協力雇用主に雇用されている出所者等の数（雇用者の増員の改善を図る）	1,571人、61社83人（R3）
道内の刑務所を出所した人のうち、出所時に帰住先のない人の数及びその割合（帰住先の確保の改善を図る）	234人、14.5%（R3）
保護司及び保護司充足率（保護司の担い手の改善を図る）	3,029人、85.1%（R4）
「社会を明るくする運動」行事参加人数（道民への理解促進の向上を図る）	17,033人（R3）
道民意識調査において「犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思う」と答えた人の割合	35.9%（R1）

### 6 国・市町村・民間団体等との連携強化

- 国・市町村・民間団体との連携強化
  - ・連携体制の整備
  - ・地域の関係機関・団体に対する情報提供等
  - ・**北海道による再犯防止等の推進に向けた取組（追加）**
  - ・**地方再犯防止推進計画の策定等の支援（追加）**



## 第5章 計画の推進体制

### 1 推進体制

- ・庁内連絡会議における課題の検討と計画の推進
- ・再犯防止推進会議における関係機関・団体と連携した計画の総合的な推進

### 2 進行管理

- ・毎年度施策の実施状況を取りまとめ、必要に応じ改善を図り、効果的・効率的に計画を推進
- ・国の動向などを踏まえた施策の展開